

平成 21 年 8 月 19 日

水道局長 白井 大造 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

意 見 書

平成 18 年 10 月 20 日入札執行の「豊野浄水場粒状活性炭買入」競争入札に係る公益通報の中で問題とされている大阪市水道局の契約の遂行に関する業務の手續について、現時点での本委員会の見解を表明します。

なお、本件通報内容に関連したことで、現在、落札者 A 社と大阪市との間で裁判が行われています。

裁判所と比較して当委員会の調査及び審査には証拠収集の限界があり、事実関係を含めて違法・適法の判断は最終的には裁判所によるべきものと考えますが、本件通報は裁判となる前に申し立てられていることから、今後の業務遂行の改善のために提言を行うものです。

記

1 通報概要

『平成 18 年 10 月 20 日入札執行の「豊野浄水場粒状活性炭買入」競争入札において、A 社と競合した他社が、A 社の納入予定物品の品質・取引先等の情報を事前に知っていた。また、競合した他社が、当事者である A 社よりも先にサンプル検査結果を知っていた等、大阪市側から情報が漏洩していると思われる。

入札を競落した後、納品を行っていく過程において、検査手法・手續が、不公正な方法で行われた。

競合した他社の関係者が、A 社と大阪市水道局との契約締結に不当な圧力を加えた。』

2 事実経過

本件については現在 A 社と大阪市の間で訴訟が係属中であるため、両者の見解を併記しています。

	大阪市水道局の主張	A 社の主張
平成 18 年 9 月 1 日	物品納入業者募集を公示「豊野浄水場粒状活性炭買入」納期:平成 19 年 3 月 31 日	
平成 18 年 10 月 20 日	入札執行 A 社が落札 (契約金額 214,725,000 円)(税込)	
平成 18 年 11 月 7 日	サンプル①の提出	

平成 18 年 12 月 1 日	サンプル①が検査で不合格(強熱残分)と判明。A社と連絡をとった。 結果は平成 19 年 1 月 16 日に伝達	不合格であったことは否認。大阪市水道局へ提出した分析結果報告書で明らかなようにサンプルは仕様書第 4 条の基準をすべて満たしている。また結果通知については平成 19 年 1 月 16 日に口頭で伝達を受けた。
平成 18 年 12 月 8 日 12 月 11 日	2 日間に分けて、合計 264 立方メートルの粒状活性炭が仮搬入された。	2 日間に分けて合計 260 立方メートルの粒状活性炭を搬入し、仕様書に基づく「仮置き」をした。
平成 19 年 1 月 5 日	サンプル②の提出	
平成 19 年 2 月 13 日	サンプル②の均等係数が不合格であることが判明 A社に連絡をとった。	—
平成 19 年 2 月 19 日	均等係数が不合格の旨を伝えた。	均等係数が不合格であったと口頭で伝達された。ただし、不合格であることは否認
平成 19 年 2 月 26 日	サンプル③の提出	
平成 19 年 3 月 5 日	サンプル③の「ヨウ素吸着性能」が不合格であることが判明した。	不合格であることは否認
平成 19 年 3 月 6 日	サンプル③の不合格を伝えた。	不合格の通知が口頭であったことは認める。
平成 19 年 3 月 22 日	サンプル④の提出	
平成 19 年 3 月 29 日	サンプル④の検査合格、電話連絡	
平成 19 年 4 月 5 日 4 月 6 日 4 月 10 日	粒状活性炭搬入 4 月 6 日と 10 日に試料を抽出(サンプル⑤)	—
平成 19 年 4 月 18 日	サンプル⑤の「ヨウ素吸着性能」が不合格	不合格を否認する。3 月 22 日提出のサンプルと同一品を納入していると主張
平成 19 年 4 月 25 日	サンプル⑤の不合格を通知した。 納期限内に完納できないことが明らかになったので同日付で契約解除通知書を発送した。	通知があったことは認めるが、「口頭」であった。解除については期限内に履行が可能であったので争う。
平成 19 年 9 月 21 日	豊野浄水場粒状活性炭の再入札公告	
平成 19 年 11 月 9 日	入札でB社が落札(契約金額 243,318,870 円)(税込)	
平成 20 年 9 月 24 日	大阪市がA社に対し約 795 万円の違約金等支払請求訴訟を提起	
平成 20 年 12 月 4 日	A社が大阪市に対し、約 1 億円の売買代金支払請求の反訴を提起	

検査結果表

(注：合○、否×は大阪市水道局の判断に基づく)

	基準数値	サンプル ①	サンプル ②	サンプル ③	サンプル ④	サンプル ⑤
強熱残分	10%以下	× 10.59%	○	○	○	○
均等係数	1.5 以上 1.9 以下	○	× ※1.92	○	○	○
ヨウ素吸着性能	1,000 mg/g 以上	○	○	× 988mg/g	○	× 940mg/g 及び 980mg/g
上記以外の 全ての項目	—	○	○	○	○	○

※A社は1.92は基準である「1.9以下」を満たしているので合格であると主張

3 調査結果

- (1) 水道局豊野浄水場で粒状活性炭買入を担当するある職員がA社との契約締結後（平成18年10月26日）にA社が扱う粒状活性炭の製造元、生産国、品質に関することをA社の競合他社に問い合わせていた事実が確認された。
- (2) 検査結果の通知について、調査の範囲では口頭によるものが見られた。
- (3) サンプル検査については、購入仕様書第7条第2号で、「詳細については別途本市係員の指示に従うこと」と記載されており、検査の方法や内容等については明確な記載はない。
- (4) 水道局の行った5回のサンプル検査では4回が不合格となっており、このうち3回では異なる項目で不合格の数値が検出されているが、検査資料の残留分は廃棄されている。また、複数の検体の検査データを平均化する等の誤差を吸収する措置がサンプル①から③までの検査では講じられていなかった。
- (5) 大阪市の職員が検査結果を競合他社に漏らした疑いがあるとの指摘については、調査の範囲では証拠収集の限界もあり、検査結果を漏らした職員の存在の有無は確認できなかった。
- (6) 競合した他社の関係者が、A社と大阪市の契約に不当な圧力を加えてきたとの指摘については、調査の範囲では、大阪市職員の関与は確認できなかった。

4 提言

大阪市水道局においてより一層公正で透明性の高い契約手続を確保するため、下記の事項を提言します。

- (1) 入札参加業者、製造業者の担当者等と職員が個人的に連絡を取り情報交換を行うことを禁止し、業務上必要な照会等は、組織として行うこと。
- (2) 検査結果については、口頭ではなく文書による通知を徹底すること。
- (3) 業者間の自由な競争や業務の効率的執行のために、納品・検査の手続や方法を契約書、購入仕様書等に明確化するよう努めること。
- (4) 検査については、検査試料の残留物を保存するほか、複数検体の検査を行うなど、検査結果の信頼性を担保できる方法とすること。
- (5) 検査結果に疑義が生じた場合に、落札業者の立会による再検査や第三者の検査機関に対して再検査を依頼するなど、検査結果を事後に検証できる手続を整備すること。
- (6) 検査結果の信頼性をさらに高めるため、日本水道協会規格に基づく試験が実施できる他の検査機関の活用を検討されたい。

以上

○平成 15 年度以降契約分の入札一覧表

①柴島浄水場 (額は全て税込み)

年度	予算額(円)	契約金額(円)	入札額予算比	落札者	参加者数
15	322,099,432	274,874,250	85.34%	F社	14社
16	296,073,905	281,719,620	95.15%	E社	17社
17	381,825,627	364,430,382	95.44%	E社	19社
18	381,825,627	360,777,381	94.49%	F社	9社
19	(購入せず)				
20	276,060,355	268,586,640	97.29%	E社	7社

平均 93.54%

②豊野浄水場 (額は全て税込み)

年度	予算額(円)	契約金額(円)	入札額予算比	落札者	参加者数
15	(購入せず)				
16	(購入せず)				
17	265,230,630	253,751,400	95.67%	J社	20社
18	265,230,630	214,725,000※	80.96%	A社	11社
19	265,351,464	248,313,870	93.58%	B社	5社
20	114,260,630	113,583,960	99.41%	G社	9社

平均 96.22% (H18 は除外)

※：平成 19 年 4 月 25 日付で契約解除し、平成 19 年度に再入札 (248,313,870 円で契約)

③庭窪浄水場 (額は全て税込み)

年度	予算額(円)	契約金額(円)	入札額予算比	落札者	参加者数
15	(購入せず)				
16	454,902,789	432,013,302	94.97%	C社	18社
17	452,634,462	430,982,244	95.22%	J社	19社
18	(購入せず)				
19	(購入せず)				
20	182,806,583	181,723,972	99.41%	H社	6社

平均 96.53%

○上記 豊野浄水場の平成 18 年度分 粒状活性炭入札結果

平成 18 年 10 月 20 日入札

入札者	第 1 回(税抜)	入札額予算比	落札
B社	239,941,800	94.98%	
C社	241,668,000	95.67%	
K社	290,404,000	114.96%	
L社	254,326,800	100.68%	
M社	282,866,640	111.98%	
N社	256,628,400	101.59%	
J社	241,668,000	95.67%	
F社	242,128,320	95.85%	
G社	258,930,000	102.50%	
A社	204,500,000	80.95%	
H社	247,974,384	98.16%	
以上 11 社参加	税抜き予算金額 252,600,600 円		

豊野浄水場 粒状活性炭購入仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、大阪市水道局豊野浄水場高度浄水処理棟の粒状活性炭吸着池に使用する水道用の粒状活性炭（以下「新炭」という。）の購入に適用するものである。

(使用済炭の再利用)

第2条 新炭納入者（以下「納入者」という。）は新炭の納入に際し、粒状活性炭吸着池の使用済炭を有価物として下取りし、再利用を図るものとする。

(納入数量)

第3条 粒状活性炭吸着池の新炭層厚は2.1m以上とする。

（1池あたり109.6m²×2.1m×5池分）

検収において、第10条に規定する通水抵抗を確認後の層厚を2.1m以上確保すること。

(品質規格・特性及び試験方法)

第4条 新炭は、日本水道協会規格（JWWA A 114:2006）に基づき試験を行い、同規格のうち以下に示す（1）～（10）の品質（物性）、品質（浸出性）及び寸法に適合すること。また、微量有機物の吸着能力に優れているとともに、長期通水時に安定した性能を有すること。

(1) 炭種	石炭系粒状活性炭（破碎炭）
(2) 有効径	0.55mm以上 0.8mm以下
(3) 均等係数	1.5以上 1.9以下
(4) ヨウ素吸着性能	1,000mg/g以上
(5) 硬さ	90%以上
(6) 充てん密度	0.4g/ml以上
(7) pH値（1%懸濁液の浸出液）	5.8以上 8.6以下
(8) 塩化物イオン（1%懸濁液の浸出液）	0.5%以下
(9) 電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	900μS/cm以下
(10) 強熱残分	10%以下

(製造方法)

第5条 納入する新炭は、同一原料かつ同一製造工程により製造されたものとし、製造方法は水蒸気賦活法とする。

(浸出試験)

第6条 本仕様書で購入する新炭は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日付け厚生省令第15号)第1条第17号ハに規定する水道用資機材等の材質に関する試験により、「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成16年1月26日付け厚生労働省令第5号)別表第2に適合すること。

(提出書類)

第7条 納入品について、次の書類を提出すること。

(1) 入札参加申出時: 第4条に示す全項目の分析表を提出すること。

(2) 事前調査 : 納入者は新炭の製造において、製造ロット毎または100m³毎に第4条に示す項目について測定結果を報告するとともに、サンプルも提出すること。

製造工程の段階において、工場立会検査を行う場合がある。
なお、詳細については、別途本市係員の指示に従うこと。

(3) 初回納入時 : 第6条に示す項目「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第17号ハに規定する「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成16年1月26日付け厚生労働省令第5号)別表第2に適合することを証明する公的機関またはそれに準ずる機関の分析結果書を提出すること。

なお、試料の採取方法については、事前に本市と協議すること。

(4) 納入毎または : 第4条に示す全項目の分析表を提出すること。

100m³ 毎 : なお、詳細については、別途本市係員の指示に従うこと。

(納入期限)

第8条 納入者は、本市係員の指示により、定められた期日に定められた量の新炭を納入すること。

(品質検査)

第9条 新炭については、以下の品質検査を受けたのち納入することとする。

- (1) 新炭の品質検査については、必要に応じて搬入車から必要量を抽出し、第4条に示す項目の全項目または一部の項目について本市による検査を行う。
- (2) 前項の検査において品質規格に適合しない場合は、不合格品とみなし、納入者の責任において速やかに交換するものとする。
- (3) 新炭は、品質検査の結果が出るまでは浄水場構内の本市の指定する場所に仮置きすることとし、その間、新炭の品質に影響が出ないように納入者が責任をもって保管すること。

(検収)

第10条 検収については、洗浄作業後の濁度、pH値、通水抵抗、新炭層厚計測により行う。

- (1) 濁度 0.5度以下
- (2) pH値 5.8以上 8.6以下
- (3) 通水抵抗 100cm (流速 0.33m/分)
- (4) 層厚 2.1m以上

(運搬及び処分作業等)

第11条 購入仕様書の他に以下の作業を伴うことから

- ・使用済炭のトラックへの積み込み並びに運搬、処分作業
- ・新炭の納入、敷き込み作業

の詳細については、別途特記仕様書に定める。

(その他)

第12条 本仕様書に関して疑義が生じた場合は、その都度協議する。

以上

特記仕様書

(総則)

第1条 本特記仕様書は、別業者が粒状活性炭吸着池から搬出した使用済炭の積み込み・運搬及び粒状活性炭吸着池内への新炭搬入に関わる仕様であり、特記仕様書及び土木工事共通仕様書（第5編 浄水場等構内工事）に基づき、本市係員の指示に従い作業を行うものとする。

(納入時の一般事項)

第2条 納入は、平日の9:00～16:00とする。ただし、緊急時は別途指示することがある。

第3条 輸送に当たっては、「道路輸送車両法」「道路交通法」等の関係法規を遵守すること。

(現場内での安全対策)

第4条 常に労働安全衛生法・酸素欠乏危険作業に伴う関係法規を遵守し、安全対策には万全を期すること。なお、万一事故が発生しても本市はその責任を負わない。

(粒状活性炭吸着池の養生及び池内の立ち入り)

第5条 粒状活性炭吸着池の養生については本市が行うものとするが、池内の酸素濃度や空気中の残留オゾン濃度については、納入者が測定に関わる器具を準備し、確認のうえ池内に立ち入ることとする。

一部バルブ操作については、納入者が操作すること。

最初の立ち入りについては、養生作業を本市が行うことから最終確認が必要なため、本市係員と立会のうえ立ち入るものとする。

その後の作業による池内の立ち入りについては、納入者が行うものとするが、酸素欠乏危険箇所となることから十分確認して作業を行うこと。

(粒状活性炭吸着池の搬出入用覆蓋の設置作業)

第6条 粒状活性炭吸着池には、搬出入用の開口部が設けられており、気密構造となっているが、経年劣化している可能性があることから、設置作業については十分注意すること。

また、覆蓋の設置作業にあたり気密機能が復元出来ない場合には、納入者にて責任をもって復旧することとし、材料については本市が支給することとする。

また、締め付け用ボルトについても同様とする。

(粒状活性炭吸着池内構造物の点検)

第7条 粒状活性炭吸着池内部の調査を本市で実施する予定があることから、工程については十分調整のうえ作業を行うこと。

(使用済炭の積み込み及び運搬)

第8条 粒状活性炭吸着池で使用されている使用済炭の搬出・仮置き場までの移設作業を別途請負者で行うことから、積み込み及び運搬作業については、十分工程調整のうえ作業を行うこと。

なお、使用済炭の積み込み作業は、豊野浄水場構内の仮置き場で行うこと。

(使用済炭の処理)

第9条 納入者は、使用済炭を有価物として下取りし、再利用を図るものとする。

下取り数量は、次のとおりとする。

豊野浄水場 $230\text{m}^3 \times 5\text{池} = 1,150\text{m}^3$

ただし、引抜作業に伴うロスにより使用済活性炭の下取り量に若干の減が生じる場合がある。

第10条 下取りした使用済炭について有効利用を行った後、その報告書を提出すること。

(新炭の搬入)

第11条 納入場所は、寝屋川市太秦高塚町1-1(豊野浄水場内)とし、本市係員の指定する場所へ納入すること。

第12条 納入者は、次の各号に掲げる事項を計画書として作成し、契約後に本市の承諾を得なければならない

- (1) 新炭の製造メーカー
- (2) 使用済活性炭の有価物としての有効利用計画書
- (3) 活性炭の搬入作業を行う者
- (4) 安全衛生対策書
- (5) 施工計画書

第13条 新炭は指定可燃物の対象となることから消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき手続きを行うこと。

(粒状活性炭吸着池の気密)

第14条 粒状活性炭吸着池の内部は、気密構造となっていることから、気密作業に必要な養生作業は本市で行うが、気密テストに必要な器具については納入者で用意し、行うものとする。

(その他)

第15条 本仕様書に定められていない事項で疑義が生じた場合、本市係員と協議し、その指示に従うこと。

(施設の操作)

第16条 粒状活性炭吸着池の停止から運転までの施工に伴う本市の操作等は次のとおりである。

